

**平成25年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験**

**( STC Expert / STC Legal Expert )**

**試験問題 (法令編)**

**【扱一式】**

<問題1> (配点：1)

タイの半導体メーカーに拡販キャンペーンのため、輸出令別表第1の7の項(16)に該当する半導体製造装置を販売代理店に輸出し、その代理店から、一定期間、現地のいくつかの半導体メーカーに無償でレンタルすることを計画している。このように需要者が未定の場合、「輸出許可申請書」の「取引の明細」欄の「需要者」欄に記載すべき事項として正しいものを選びなさい。

1. 「需要者」欄に「需要者は存在せず」と記載し、住所は記載しない。
2. 「空欄」でよい。
3. 「需要者」欄に「未定」と記載し、住所欄は「空欄」のままとする。
4. ターゲットに考えている半導体メーカーの名称及びその住所を記載し、(予定)と付記する。
5. 「需要者」欄に販売代理店名を記載し、住所欄は代理店の住所を記載する。

<問題2> (配点：1)

役務通達の別紙1-2において、「いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈」が規定されているが、次のAからDまでのうち、クラウドコンピューティングサービスに関する説明として正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを選びなさい。なお、ストレージサービスとは、情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービスをいう。

- A 大阪のメーカーAが、ストレージサービスを利用するにあたり、保管した特定技術をサービス提供者である台湾のIT企業Bが閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合には、当該契約は特定技術の情報を提供することを目的とする取引とみなされる。
- B 東京の貿易会社Aが、ストレージサービスを利用するための契約を開始した後に、保管した特定技術を米国のサービス提供者が閲覧、取得又は利用していることが判明したにもかかわらず、契約関係を継続する場合には、直ちに当該特定技術の提供を目的とする取引が開始するものとみなされる。
- C 横浜にあるメーカーAが、フランスにいる非居住者の第三者に特定技術を提供するためにストレージサービスを利用する場合は、当然ながら、メーカーAから当該第三者に対する特定技術の提供を目的とする取引となる。
- D 東京にある電機メーカーAが、ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者自ら使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらないが、たとえば、中国など外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合は、外為令第17条第2項の許可が必要である。

- 1. A○ B○ C○ D×
- 2. A○ B× C○ D○
- 3. A○ B× C○ D×
- 4. A× B× C× D○
- 5. A× B○ C× D×

<問題3> (配点：1)

大阪にある電気メーカーA社が中国にある代理店B社から電気スイッチの注文を受けた。当該電気スイッチは輸出令別表第1の1から15までの項に非該当であり、16の項に該当する。B社に需要者と用途を確認したところ、中国のC社が軍用船舶の製造に使用するとのことだった。

なお、B社もC社も外国ユーザーリストに掲載されていない。また、核兵器等開発等省令の需要者要件についてB社は該当しないが、C社は該当することを確認している。この状況において、次のAからDのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A C社は外国ユーザーリストに掲載されていないが、核兵器等開発等省令の需要者要件に該当するので、用途に関わらず輸出許可申請が必要である。
- B 当該電気スイッチは軍用船舶の製造に使用されるので、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているものであり、核兵器等開発等省令別表第六号に該当し、輸出許可申請が必要である。
- C 用途は軍用船舶の製造であるので、通常兵器開発等省令の用途要件に該当し、輸出許可申請が必要である。
- D 中国は国連武器禁輸国・地域ではなく、電気スイッチはキャッチオール規制通達における通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例に該当する貨物ではないので、当該電気スイッチが輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けることはない。しかし、中国において軍用船舶の製造に使用されるので、輸出許可申請の必要がない場合でも、自主管理による特に慎重な対応が必要である。

- 1. A○ B× C× D×
- 2. A× B○ C× D×
- 3. A× B× C○ D×
- 4. A× B× C× D○
- 5. A× B× C× D×

<問題4> (配点：1)

次のAからDのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A 東京にある貿易会社Aは、インドのメーカーBから、リスト規制に該当しないマイクロプロセッサの注文を受け、当該製品を韓国のメーカーCから購入して納入する予定である。韓国のメーカーCは当該製品を自社工場のある台湾から直接、インドに出荷することになっている。貿易会社Aは、メーカーBから、当該製品を長距離弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けており、貿易会社Aにとっての売り契約の取引先はインドであるが、買い契約の取引先であるメーカーCの所在地がホワイト国の韓国なので、仲介貿易取引としての許可申請は不要である。
- B 大阪にある貿易会社Aは、パキスタンにあるメーカーBから、重水の製造に使用するとすることで、リスト規制に該当しない白金の注文を受け、当該製品をカナダのC社から購入する。当該製品はホワイト国であるカナダから直接、パキスタンに輸出されるので、貿易会社Aは仲介貿易取引としての許可を申請する必要はない。
- C 大阪にある貿易会社Aは、リスト規制に該当しない白金をロシアのB社から購入して、アジア地域で販売する予定で、B社から当該貨物をシンガポールにある自社の倉庫に輸出してもらった。その後、重水の製造に使用するために白金を調達しようとしていたパキスタンのメーカーCへの売却契約が成立したので、シンガポールの物流会社Dから当該貨物をパキスタンに輸出してもらおうが、シンガポールからパキスタンへの輸出は貿易会社AからパキスタンのメーカーCへの輸出であって、仲介貿易取引ではないので、仲介貿易取引としての許可を申請する必要はない。
- D 札幌にある貿易会社Aは、中国のメーカーBから、リスト規制に該当しないマイクロプロセッサの注文を受け、当該製品をマレーシアのメーカーCから購入して納入する予定である。中国のメーカーBからは、民生用の家電製品の製造用ということを確認し、その他の用途には用いないとの誓約書も入手しているが、このメーカーBは「外国ユーザーリスト」に掲載されているので、仲介貿易取引としての許可を申請する必要がある。

1. A○ B× C× D×
2. A× B○ C× D×
3. A× B× C○ D×
4. A× B× C× D○
5. A× B× C× D×

<問題5> (配点：1)

次のAからDまでのうち、役務取引について、誤っている説明の組合せを選びなさい。

- A 横浜にあるメーカーAは、グループ会社内のイントラネットで情報を共有する予定だが、技術情報については非居住者からアクセスさせることは技術提供として役務取引許可が必要になる場合もありうるので、非居住者からのアクセスを技術情報のレベルに応じて制限することにした。その際、香港の支店は日本の法人Aの一部なのでアクセス制限を設けなかったが、米国の子会社は独立した現地法人として非居住者なのでアクセス制限の対象とした。
- B 東京の機械メーカーAと横浜の原子力発電設備メーカーBがそれぞれ、米国の電力会社Cの原子力発電所建設の一部を請け負う契約を交わした。AとBとは国内で必要な技術情報を交換していたが、米国での建設にあたって、それぞれ技術者を派遣することになり、米国の建設現場や事務所において、両社から派遣された技術者同士が通常は国内において行われることが想定される必要な技術情報の交換を引き続き行うときに、その技術を米国C社に提供するのでなければ、その範囲において、提供場所が米国であっても役務取引許可の申請は不要である。
- C 東京の貿易会社AのX営業部長は、取引先である京都の工作機械メーカーBのY技術部長と電話やメールで外為令別表の6の項に該当する技術のやりとりを行なっている。ある日、X営業部長はY技術部長に、外為令別表の6の項に該当する図面をメールに添付して送ってくれるように頼んだが、Y技術部長は外出中だったため、この図面の送付が翌日になってしまった。その日、X営業部長は台湾の支店に出張しており、台北のオフィスで、携行したパソコンでメールを見ようとしたところ、この図面が添付されているのに気付いた。この場合、台湾を提供地とする役務取引許可をメーカーBは取得していないので、X営業部長が添付ファイルを開いて当該図面を見た場合は、メーカーBは無許可提供となる。
- D 仙台にあるソフトウェア開発会社Aは社内技術データをストレージサービスに預けることを検討している。サービス提供会社Bはシンガポールにあり、ストレージ用のサーバーがシンガポールに設置されていることが分かっている。サービス提供会社Bが開発会社Aの了解なしに技術データにアクセスしないという契約条件の下で、このストレージサービスを利用することは、シンガポールへの技術の提供とはならないので、該当技術が含まれていても役務取引許可を申請する必要はない。

1. A・B
2. A・C
3. A・D
4. B・C
5. B・D

<問題6> (配点：1)

次のAからEまでのうち、キャッチオール規制に関する説明について、法的に正しい組合せを選びなさい。

- A 福岡のメーカーAはメキシコのメーカーBに、リスト規制に該当しない汎用マイクロプロセッサを輸出する予定であるが、メキシコは輸出令別表第3の2に定める国連武器禁輸国ではないので、通常兵器に係るキャッチオール規制の用途要件には該当せず、また、経済産業大臣からインフォームを受けることもない。
- B 京都の貿易会社Aは、アルゼンチンのメーカーBから、リスト規制に該当しないニッケル合金の板材5トンの引合を受けた。メーカーBに用途を確認したところ、戦車の部品を製造するとの連絡を受けたが、通常兵器に係るキャッチオール規制の要件には該当しないので、法的には輸出許可を取得する必要はない。
- C 名古屋の貿易会社Aは、外国ユーザーリストに掲載されているインドの企業Bから、リスト規制に該当しない粉砕機の引合を受けた。リスト上のこの企業Bの懸念区分は核であり、懸念貨物例における粉砕機の懸念用途のミサイルとは一致しない。用途も、ミサイル用途ではないMOX燃料（ウラン・プルトニウム混合酸化物であり、原子力基本法第3条第二号に規定する核燃料物質）の製造であるとの説明を受けており、明確なので、輸出許可の申請は不要である。
- D 大阪にあるA大学のX教授は、来月、ロンドンで行われる高速通信技術に関する国際的なシンポジウムに参加する予定である。外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学の研究者から事前に質問を受けているので、ロンドンで会ったときに、リスト規制に該当しない技術について説明する予定であるが、説明は口頭に留めて、資料や図面等は渡さないようにすれば、キャッチオール規制に基づく役務取引許可を取得する必要はない。
- E 外国ユーザーリストに、ホワイト国の企業・組織は掲載されていない。

1. A・B
2. A・D
3. B・E
4. C・D
5. C・E

<問題7> (配点：1)

次のAからEまでのうち、貿易外省令第9条第2項の特例について、正しい説明の組合せを選びなさい

- A 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引は、すべて貿易外省令第9条第2項の特例の適用を受けることができる。
- B 誰でもアクセスできるWebサイトでソースコードが公開されているソフトウェアX（オープンソースソフトウェア）は公知であるので、リスト規制に該当していても、非居住者や外国に提供する場合、役務取引許可は不要である。
- C 誰でもアクセスできるWebサイトでソースコードが公開されているソフトウェアX（オープンソースソフトウェアで、外為令別表の9の項に該当。）のソースコードをそのままコンパイルしてオブジェクトコードに変換した。当該ソフトウェアは、公開されていないので、この場合、非居住者への提供には役務取引許可が必要である。
- D 不特定多数に公開されている学会誌に掲載するために、ロンドンにある当該学会誌の事務局に、リスト規制に該当する論文を投稿する際、事務局の事前のチェックによって、少しでも掲載されない可能性がある場合は、公知にならないので、事前に役務取引許可が必要である。
- E 京都にあるX大学は、外国で特許出願を行うため、出願国の特許事務所に特許の明細書を作成するための説明資料や図面などを提供し、当該特許事務所から特許出願する予定である。この説明資料や図面などにリスト規制に該当する技術が含まれている場合、公知になる前であるが、特許出願に必要な最小限の技術を提供する取引であれば、役務取引許可は不要である。

1. A・C
2. A・E
3. B・D
4. B・E
5. C・D

<問題 8> (配点：1)

次のAからEまでのうち、提出書類通達に関する説明について、正しい組合せを選びなさい。

- A 提出書類通達では、仕向地・提供先国、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがあると規定している。
- B 提出書類通達では、用語の解釈で、「再移転」の定義として、「同一需要者内において、当該貨物、又は当該技術の当初の設置場所が変更されることをいいます。」と規定されている。
- C 提出書類通達の「別表2の付表」は、ワッセナー・アレンジメントの技術に関する Sensitive List に相当する。
- D 提出書類通達では、最終需要者が確定した場合の最終需要者からの誓約書の宛先は、経済産業大臣宛とされている。
- E 提出書類通達では、「輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。」と規定されている。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題9> (配点：1)

日本にいる輸出者Aが輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を輸出令別表第3に掲げる地域(ホワイト国)以外の地域へ輸出する場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係り、経済産業省へ必ず輸出許可の申請が必要となる組合せを選びなさい。

- A 輸出者Aは、需要者Bから貨物の用途は、サリンの製造と電話で言われた。
- B 輸出者Aは、需要者Bから貨物の用途が肥料の製造であって、需要者Bが所在する国の国防省からの委託により行われるとメールで連絡を受けた。
- C 需要者Bが外国ユーザーリストに掲載されている。
- D 需要者Bが核兵器等開発等省令別表第三号に規定の「重水の製造」を行っている。
- E 輸出者Aが、C I S T E Cが提供しているCHASER情報をチェックしたところ、需要者Bの企業名が掲載され、「通常兵器関連企業」とだけ記載されている。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題10> (配点：1)

以下の文中にある(A)及び(B)の空欄にあてはまる、①から③までの番号をそれぞれの選択肢から選びなさい。

「武器輸出三原則」とは、1967年4月21日に、当時の佐藤首相が衆議院決算委員会の答弁で、「(A)に向けた武器輸出を認めない方針」を表明し、その内容を明らかにしたものです。

「武器輸出に関する政府統一見解」とは、1976年2月27日に、当時の三木首相が衆議院予算委員会で、「三原則対象地域以外についても武器輸出を慎む」こととし、原則として武器の輸出を禁止する方針を表明したものであり、政府の方針となっています。

「武器」の輸出については、平和国家としてのわが国の立場から、それによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

- (1) 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- (2) 三原則対象地域以外の地域については、(B)にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- (3) 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

(A) の回答

- ①ソ連、中国、北朝鮮
- ②共産圏、国連制裁が適用されている国、国際紛争当事国
- ③共産圏諸国、国連決議で武器等の輸出が禁止されている国、国際紛争当事国  
又はそのおそれのある国

(B) の回答

- ①国際法及び外国為替及び外国貿易管理法(※)の趣旨
- ②外国為替及び外国貿易管理法(※)第1条の目的
- ③憲法及び外国為替及び外国貿易管理法(※)の精神

(※) 現在は、「外国為替及び外国貿易法」

1. A-①、B-①
2. A-②、B-②
3. A-②、B-③
4. A-③、B-①
5. A-③、B-③

<問題 1 1> (配点：1)

次のAからEまでのうち、「輸出管理内部規程の届出等について」の別紙1の「外為法等遵守事項」について、誤っている説明の組合せを選びなさい。

- A 外為法等遵守事項では、子会社以外の関連会社については、安全保障貿易管理に関する指導を求めている。
- B 外為法等遵守事項では、企業の場合、取締役営業本部長が取引審査の最終判断権者になることも可能である。
- C 外為法等遵守事項では、通関事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告することとされている。
- D 外為法等遵守事項では、組織を代表する者を輸出管理の最高責任者とし、①輸出管理に関する業務分担及び②責任範囲を明確にすることを求めている。
- E 外為法等遵守事項では、輸出等の業務に従事していない者に対しても、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うこととしている。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題12> (配点：1)

次のAからEまでのうち、正しい説明の組合せを選びなさい。

- A 東京にある貿易会社Aは、外為令別表の6の項に該当する技術データが入ったCDを来月、同社の香港支店と同社の子会社であるシンガポール現地法人Bに送る予定である。この場合、香港支店もシンガポール現地法人Bも非居住者として取り扱われるので、役務取引許可が必要である。
- B 個人であって、本邦人の場合、シンガポールにある日本大使館に勤務する目的で出国し、現在、香港に滞在する者は、居住者として取り扱われる。
- C 本邦にある英国の公館は、開設から6ヶ月以上経過していれば、居住者として取り扱われる。
- D ロンドンに本店がある投資銀行の東京支店は、平成26年2月1日から、六本木で開店したが、居住者として取り扱われる。
- E 来日から6ヶ月以上経てば、アメリカ合衆国軍隊の海兵隊員の家族は、居住者として取り扱われる。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 1 3> (配点：1)

次のAからEまでのうち、個別輸出許可及び特別一般包括許可に関する説明で、正しいものの組合せを選びなさい。

A 輸出管理部門のAさんは個別輸出許可の有効期間について以下のように考えている。

「有効期間は、原則として経済産業大臣による許可の日から6箇月である。

その期間の起算は、経済産業大臣が許可をした日の翌日から行うこととなる。」

B 輸出管理部門のBさんは個別輸出許可の有効期間について以下のように考えている。

「有効期間は、本邦から外国に向かう船舶又は航空機に許可の対象となる貨物を積み込まなければならない期間のことを意味している。」

C 輸出管理部門のCさんは特別一般包括許可の更新について以下のように考えている。

「特別一般包括許可の更新を行う場合、その有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。なお、書面申請で取得した特別一般包括許可の更新を電子申請で行う場合はこの限りではない。」

D 輸出管理部門のDさんは特別一般包括許可の更新について以下のように考えている。

「特別一般包括許可の更新を行う場合、許可申請書や許可申請明細書に加え、チェックリスト受理票の写し、原許可証の写し、経済産業省が実施する安全保障貿易管理説明会の受講実績、更に分割を必要とするときは必要とする通数の許可申請書を提出しなければならない。」

E 輸出管理部門のEさんは特別一般包括許可の使用について以下のように考えている。

「米国の顧客から輸出令別表第1の6の項(5)に該当するコーティング装置の引き合いが来ている。これから毎月1台ずつ計12台を1年かけ日本から米国に輸出することとなる。一方、自社で保有する特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の有効期間は残り6箇月であるが、相手方との売買契約締結日が今月のため原許可証をもって今後1年間の輸出が可能である。」

1. A・B
2. A・C
3. B・D
4. C・D
5. D・E

<問題14> (配点：1)

次のAからDまでのうち、適切な対応には○、適切でない対応には×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 東京にあるソフトウェア会社Xは、リスト規制に該当する技術を非居住者Yへ提供することとなった。このソフトウェア会社Xは、経済産業大臣に対し役務取引許可の申請を過去に一度も行ったことがなく、許可取得のノウハウも一切有していない。ある日この件を大阪にある親会社Zに相談したところ親会社の有する特別一般包括役務取引許可を使用すれば良いとの提案があり、Xはその提案を受け入れることとした。なお、この親会社Zと非居住者Yとの間に取引の事実は一切ない。
- B 運用通達1-1(7)(イ)ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであって、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されている技術データであって、当該組み込まれている貨物を使用するための技術データについては、外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱う。
- C 米国の子会社から外為令別表の2の項に該当するプログラム入りの記録媒体が日本の親会社に誤って送られてきた。本来米国の子会社は中国の子会社に送るべきであった。プログラムを受け取った日本の親会社の担当は「もともと米国の子会社が中国の子会社へ送付するものであった」と考え、経済産業大臣からの役務取引許可を得ることなく中国の子会社へ速やかに転送した。
- D 大阪にある貿易会社Aでは、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得し、かつ、返送に係る輸出についても、予め定められた手続きに従って必要な確認を行っている。先日、貿易会社Aでは、シンガポールにあるメーカーBより、リスト規制には該当しない通信機Xを1,000万円分購入したが、メーカーBの発送ミスにより、輸出令別表第1の9の項の告示貨物に該当する製造装置Yが1,000万円分送られてきた。このため、貿易会社Aでは、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の返送に係る輸出の規定を用いて、当該製造装置Yを平成26年2月27日に返送した。この場合、貿易会社Aでは、この返送に係る輸出に関する資料を5年間ではなく、7年間保存する必要がある。

1. A× B○ C× D○
2. A○ B× C○ D×
3. A× B○ C× D×
4. A○ B× C× D×
5. A× B× C× D○

<問題15> (配点：1)

AからDまでのうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 東京にある工作機械メーカーAは、初めて取引する中国大連の顧客Xから、用途は不明だが、リスト規制に僅かに該当しないNC工作機械100台の注文を受けた。工作機械メーカーAでは、取引に際して入手した文書から、顧客Xが、過去に核兵器の開発等を行っていたとする、5年前に発行された香港の保守系大衆紙の新聞記事を見つけた。工作機械メーカーAの営業担当者は、当該新聞記事は、5年前の記事で、保守系大衆紙の新聞記事なので、信ぴょう性に欠け、核兵器等開発等省令でいう「入手した文書」にはあたらないと判断し、特に許可を取得することなく輸出することにした。
- B 東京にある書店Aは、パリにある書店Bから、旧ソ連の軍人が自費出版した生物兵器の製造に関する書籍Xを300ドルで購入し、シンガポールにある大学Cに450ドルで売却することにした。書籍Xは、書店Bから大学Cに郵送されるが、この書籍Xに、外為令別表の1の項に該当する技術が含まれている場合は、書店Aは、外国間等技術取引に基づく、許可申請が必要である。
- C 大阪にある電機メーカーAは、自社で開発した暗号メカニズム $\alpha$  (外為令別表の9の項に該当)を持って、来月、パリで開催される次世代暗号に関する国際標準策定のための国際会議に出席し、自社の暗号メカニズム $\alpha$ の採用を提案する予定であるが、この場合、役務取引許可は不要である。
- D 東京にあるA大学院は、来日してまだ2ヶ月しか経っていない中国人留学生Xから、同大学院が所有するスーパーコンピュータを使って、数学の難問であるリーマン予想の研究に使いたいと言われた。そこで、A大学院では、基礎科学分野の研究活動に限定されることを再確認した上で、当該スーパーコンピュータのマニュアルなどの資料(外為令別表の8の項に該当)の閲覧を許可する予定である。この場合、A大学院は、役務取引許可は不要である。

1. A○ B○ C○ D○
2. A× B○ C× D×
3. A○ B× C○ D○
4. A× B× C○ D○
5. A× B× C× D×

<問題16> (配点：1)

外為法第48条第1項の「輸出をしようとする者」の解釈として誤っている組合せを選びなさい。

- A およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。
- B 本邦以外の地域を仕向地としている貨物で仮に陸揚げしたものを輸出する場合は、外国から当初の輸出を行った非居住者を輸出しようとする者とする。
- C その輸出貨物について所有権を有する者である必要はないが、自己の判断において輸出しようとする者であることを要する。
- D およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者であることを要する。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. B・D
- 4. C・D
- 5. D・A

<問題17> (配点：1)

外為法第25条第1項に違反した際、当該違反行為の目的物の価格が50万円の暗号ソフトウェア（外為令別表の9の項に該当）であった場合の考えられる最高の罰金額について、正しいものを選びなさい。

1. 10万円
2. 500万円
3. 50万円
4. 1000万円
5. 700万円

<問題18> (配点：1)

核兵器等開発等省令別表第二号に規定されている「原子炉（発電の用に供する軽水炉を除く。）」の解釈として、誤っている組合せを選びなさい。なお、ここでいう「軽水炉」とは「沸騰水型軽水炉」又は「加圧水型軽水炉」であることを前提とする。

- A 契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、「発電の用に供する軽水炉」と示されている場合は、核兵器等開発等省令別表第二号に規定する原子炉から除かれる。
- B 契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、単に「原子炉の開発等に用いられる」と示されていても、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされていない場合は、核兵器等開発等省令別表第二号に規定する原子炉から除かれる。
- C 契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、単に「原子炉の開発等に用いられる」と示され、当該原子炉が発電の用に供する「軽水炉」であるか否かが示されていない場合は、核兵器等開発等省令別表第二号に規定する原子炉に該当する。
- D 契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、単に「原子炉の開発等に用いられる」と示されている場合であっても、「核兵器等開発等省令別表第二号に規定する原子炉から除かれる。」のために用いられるとの情報を有していなければ、核兵器等開発等省令別表第二号に規定する原子炉から除かれる。
- E 契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、単に「原子炉の開発等に用いられる」と示されている場合であっても、「軽水炉」以外の原子炉に用いられることが明らかにされていない場合は、核兵器等開発等省令別表第二号に規定する原子炉から除かれる。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題19> (配点：1)

一般包括許可に関し、変更が生じたとき又は変更しようとするときに新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない事由とされているものはどれか。誤っている組合せを選びなさい。

- A 住居表示
- B 申請者名
- C 代表者名
- D 住所
- E 取引の内容

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題20> (配点：1)

米国輸出管理規則(EAR)のみなし再輸出規制(Deemed Reexport Control)に関する記述として、誤っている組合せを選びなさい。

- A 日本国内で、日本永住権を有しない外国籍の者に貨物を提供する場合、EAR 対象かつ該当の貨物であっても、その提供はみなし再輸出にはならない。
- B 日本国内で、日本永住権を有しない英国籍の者に EAR 対象の技術を開示する場合、英国はいわゆるホワイト国にあたるので、その開示はみなし再輸出にはならない。
- C 日本企業の外国籍従業員は居住者にあたるので、日本国内で、日本永住権を有しない外国籍従業員に EAR 対象の技術を開示しても、その開示はみなし再輸出にはならない。
- D 日本国内で、日本永住権を有しないパキスタン国籍の者に EAR 対象の技術を開示する場合、その開示はみなし再輸出になり、従って、EAR 上の許可取得が必要になることがある。
- E 日本国内で、日本永住権を有しないインド国籍の者に PC 上で EAR 対象のソフトウェアを使用させて業務を行わせる場合、その者に EAR 対象の技術・ソースコードを開示しなくても、そのソフトウェアのみなし再輸出になり、従って、EAR 上の許可取得が必要になることがある。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

**【選択式】**

<問題 2 1 > (配点：2)

1 から 5 までのうち、正しいものをすべて選びなさい。

1. 国際的な輸出管理レジームには、俗に NSG、AG、MTCR、WA と呼ばれているものがあるが、このうち、WA は大量破壊兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するものである。
2. 外為法の第 25 条では役務取引等が規定され、第 49 条では輸出の許可等が規定されている。
3. 輸出の時点は、原則として、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために税関に輸出申告が行われた時である。
4. 役務通達において、「取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいい、提供することを目的とする取引とは、取引の相手方に対して技術を対外的に提供すること自体を内容とする取引をいう。」と規定されている。
5. 上記 1 から 4 まですべて誤っている。

<問題 2 2> (配点：2)

1 から 5 までのうち、外為令別表で規制されている技術について、誤っているものをすべて選びなさい。

1. 外為令別表で規制している技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。
2. 最終製品が輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項に該当しない貨物の製造工程を撮影したビデオは、常に外為令別表の 1 から 1 5 の項で規制されている技術ではないといえる。
3. 輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項に該当しない貨物の設計・製造・使用の技術は、すべて外為令別表の 1 6 の項に該当する技術といえる。
4. 役務通達用語の解釈で規定する「使用」とは、「操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階をいう。」とされている。したがって、外為令別表の 1 から 1 6 の項の該非判定には、この解釈を適用する。
5. 深海に住んでいる巨大イカの群れの動きを世界で最初に撮影したビデオ映像は、外為令別表で規制されている技術ではない。

<問題 2 3> (配点：2)

米国輸出管理規則(EAR)の規制対象品目に関する記述として、誤っているものをすべて選びなさい。

1. 日本のA社はドイツ製の部品Xを米国から輸入し、この部品Xを組み込んで日本製装置Yを製造している。部品Xはリスト規制品目であり、米国からはBISの個別許可を適用して輸出されたため、部品Xがドイツ製であっても製品Yの組込比率がデミニミス値を超える場合には、再輸出規制の対象となる。
2. ECCN 5D002に分類される暗号ソースコードは、公知であっても許可例外TSUを適用する場合にはEARの§740.13の(e)の通知義務を満たさなければならないが、§740.13の(e)の要件を満たしている公知の暗号ソースコードに基づく暗号オブジェクトコードが公知の場合には、当該暗号オブジェクトコードはEARの規制対象とはならない。
3. 日本のG社は、特許使用料を支払った米国特許に基づいて製品Wを開発した。米国特許は米国原産技術であるため、これに基づく直接製品はEARの規制対象となる可能性がある。
4. 米国企業Eの台湾にある製造子会社Fから製品Zを輸入した。台湾のF社に確認したところ製品Zには米国原産の部品やソフトウェア等は組み込まれていないとの回答があったため、日本からの輸出は再輸出規制の対象とはならないと判断した。
5. 従来、EARの規制品目リスト(CCL)で重水はECCN 0C004として列挙されていたが最新のCCLでは何処にも列挙されていない(2013年10月4日のEARの改正で削除された)。輸出しようとしている重水は輸出令別表第1の2の項(3)に該当する品目であり、米国原産品目であるが、米政府による許可の要否の判定は不要であると判断した。

<問題 2 4 > (配点：2)

米国輸出管理規則 (EAR) に基づく再輸出規制に関して、正しいものを選んで選びなさい。

1. 米国の企業が開発し許可例外 TSR の下で提供された技術を購入。その技術を元に日本の工場で直接的に製造した製品を、ベトナムに輸出する際には、米国政府の許可を取得する又は許可例外を適用しなければならない場合がある。
2. 米国から導入した技術を元に日本で製造した直接製品である半導体を組込んで日本で機器を製造しているが、その組込比率を計算すると 33%であった (この半導体以外に米国原産品の組込品は無い)。これは 25%を超えているのでこの機器を日本からシンガポールに輸出する際には、米国原産品組込品として EAR の規制を受けると考え、輸出許可の要否を判断している。
3. 米国から 600 番台に分類される技術を日本に導入し、600 番台に分類される機器 (直接製品) を製造した。この機器を日本から台湾 (A：6 国群、B 国群、D：3 国群) に輸出する場合に、台湾は D：1 国群又は E：1 国群でない為、米国政府の許可又は許可例外の適用は必要ない。
4. 米国技術をもとに日本で製造した素材で、NS (National Security。国家安全保障) 理由にあたる装置を日本で製造した。これら素材、装置ともに EAR 規制対象である直接製品なので、この装置をロシアに輸出する際には、米国原産品組込比率に関わらず米国政府の輸出許可の取得又は許可例外の適用が必要となる。
5. 米国原産品目を組込んだ製品は、組込まれた米国製品目の価格比率がデミニミス値を超えている場合に EAR 規制対象となる。NS 理由で規制される米国原産のソフトウェアがバンドルされた機器 (米国製ではない) において、その機器とソフトウェアの価格で組込比率を計算したところ 20%弱だった。この製品をシンガポールに輸出するにあたり、EAR の規制対象とならないと判断している。

<問題 25> (配点：2)

貨物の仲介貿易取引又は技術の仲介取引に関して、正しいものをすべて選びなさい。なお、外為法令の条項そのものの正誤を問うものではない。

1. 技術仲介取引は、貿易外省令第9条第2項第五号、第六号の規定で、外国で提供を受けた外為令別表に該当する技術を日本に持ち込むことなく外国で提供する「外国間等技術取引」のうち、技術文書等の外国相互間の移動、外国の電気通信設備から行う他の外国への情報の送信を伴う取引であって、居住者又は非居住者が行うものが規制対象となる。その場合は、役務取引許可の取得が必要となる。
2. 貨物の仲介貿易取引で、外為令第17条第3項第二号の規定に基づき輸出令別表第1の2から16の項に該当する貨物で許可を受けなければならないのは、船積地域が輸出令別表第3に掲げる地域（いわゆるホワイト国）又は非ホワイト国であって、仕向地が非ホワイト国である場合に限られる。
3. 技術の仲介取引で、規制対象となる場合の技術文書等の外国相互間の移動には、地理的概念だけでなく、人的概念、すなわち、特定国の非居住者から別の特定国の非居住者への移動も含まれている。
4. 許可の対象となる外国相互間の貨物の移動を伴う取引であっても、輸出令別表第1の5から13まで又は15の項の中欄に掲げる貨物は、①輸出令別表第4地域（懸念3カ国）以外の地域を仕向地とする場合、②いわゆるキャッチオール規制の要件に該当しない場合、③総価額が100万円（輸出令別表第3の3に掲げる貨物にあっては5万円）以下の場合の①から③の全てを満たす場合は、輸出令第4条第1項第四号（いわゆる「少額特例」）が適用できて、仲介貿易取引許可は不要となる。
5. 貨物の仲介貿易取引は、本邦法人の海外支店が行う仲介貿易取引も規制対象となる場合があるが、その場合申請者は仲介貿易取引を行う当事者である本邦法人の海外支店である。

問題文中で使用される用語・略称について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
技術仲介おそれ告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達 (えきむつうたつ)	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について

キャッチオール規制通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第 25 条第 4 項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
包括許可要領	包括許可取扱要領
客観要件	核兵器等開発等省令の第一号から第三号又は核兵器等開発等告示の第一号から第三号にあげられている要件のことを指し、用途要件と需要者要件からなる。 通常兵器開発等省令、通常兵器開発等告示は、客観要件のうちの用途要件のみ。
インフォーム要件	輸出する貨物又は提供する技術が、核兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあると経済産業大臣が判断した場合、輸出者に対して、許可申請の必要がある旨の通知をすること。 ①大量破壊兵器キャッチオール規制に関する場合（輸出令第 4 条第 1 項第三号ロ及び貿易外省令第 9 条第 2 項第七号ロ）と②通常兵器キャッチオール規制に関する場合（輸出令第 4 条第 1 項第三号ニ及び貿易外省令第 9 条第 2 項第七号ニ）の 2 つがある。
用途要件	核兵器等開発等省令の第一号、核兵器等開発等告示の第一号又は通常兵器開発等省令、通常兵器開発等告示のこと。
需要者要件	核兵器等開発等省令の第二号、第三号又は核兵器等開発等告示の第二号、第三号のこと。
外国ユーザーリスト	文書等告示第二号又は核兵器等開発等告示の別表の第二号に規定されている「経済産業省が作成した文書等」。取引に当たって慎重な対応が求められる外国企業・組織のリスト。
ホワイト国	輸出令別表第 3 の地域をいう。国際的な輸出管理レジームなどすべてに参加し、その合意に基づいて、国内法の整備を行い、かつ、大量破壊兵器キャッチオール規制を実施している国をいう。 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
国連武器禁輸国・地域	輸出令別表第 3 の 2 の地域をいう。アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダンの 11 カ国をいう。
武器輸出三原則	我が国が独自に行っている武器の輸出に関する規制で、その内容は、「武器及びその部分品等の輸出について」に示されている。
輸出管理内部規程	輸出管理に関する外為法等の法令を遵守し、法令違反を未然に防止するため、

	取引審査等の一連の業務を規定した内部規程のことをいい、コンプライアンス・プログラム（CP）ともいう。
大臣通達	<p>「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。</p> <p>平成18年3月3日に新たに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達が出され、企業における輸出管理の徹底を求めている。</p>
リスト規制	国際的な合意等に基づき、通常兵器や大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1（外為令別表）の1から15の項で規制されている貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。専ら機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
明らかガイドライン	核兵器等開発等省令第二号、第三号のかつこ書（輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき）又は核兵器等開発等告示の第二号、第三号にあたるかを判断するために、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の1の（6）で「輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン」として定められている判断基準。
懸念貨物例・貨物例	<p>「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（キャッチオール規制通達）の1の（3）1）で「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」として40品目が規定され、用途・需要者の確認を慎重に行う必要がある。</p> <p>平成24年8月13日から、シリア向けに生物・化学兵器関連の貨物が追加され、平成25年10月に12品目になった。</p> <p>また、同じく平成25年10月から、キャッチオール規制通達の1の（3）2）として、「通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例」として、新たに34品目が規定された。</p>